

だいじょうぶですか!? あなたの年金

厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている二十歳以上六十歳未満の奥さんは第三号被保険者として国民年金に加入し、六十五歳から自分名義の老齢基礎年金を受けることとなります。

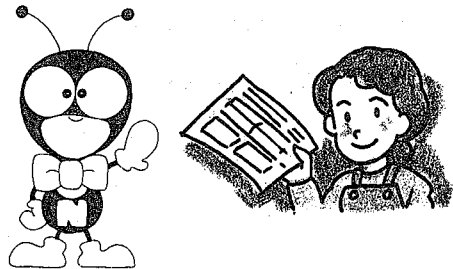
保険料は、ご主人の加入制度（厚生年金か共済組合）が制度全体で負担していますので、奥さん自身が納める必要はありませんし、ご主人の給料から奥さんの分が天引きされているわけでもありません。

ただし、サラリーマンの奥さんがこの第三号被保険者になるためには市役所国民年金窓口に出出が必要です。

さらに届出は保険料の滞りの関係で二年以上はさかのぼることができませんので、遅れますと将来年金を受けられなくなる場合があります。

したがって、届出には十分な注意が必要です。

なお、ご主人が転職したときや加入制度の変更（厚生年金⇄共済組合）があった場合も再度届出が必要です。



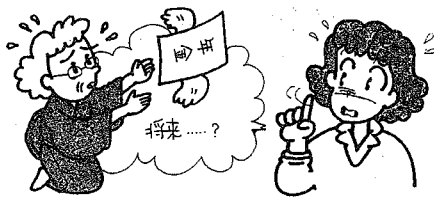
届出方法は「第三号被保険者該当届書」（市役所国民年金係窓口にあります）にご主人の事業所で奥さんの扶養認定日と事業主確認印を記入してもらって国民年金窓口へ提出してはじめて「国民年金第三号被保険者」として手続きが終了します。

（健康保険証コピーにより、手続きを省略する場合もある）

届出には他に認印、奥さんの年金手帳、健康保険証が必要です。

※このようなとき市役所に第三号被保険者の届出が必要です。

届出理由	ご主人の健康保険証と年金手帳の提示（事業主確認）
① サラリーマンのご主人に扶養されている奥さま（専業主婦）が20歳になったとき	必要
② サラリーマンと結婚して、ご主人に扶養されるようになったとき	必要
③ 会社、工場や役所などを退職して、ご主人に扶養されるようになったとき	必要
④ ご自身の収入が減って、ご主人に扶養されるようになったとき	必要
⑤ ご主人の加入する年金制度が変わったとき（厚生年金保険 → 共済組合）	必要



『サラリーマンの奥さん』

忘れていませんか?』

第三号被保険者の届出について

国民年金をみんなで支えましょう

日本国内に住む二十歳以上六十歳未満の人は、原則として国民年金に加入します。

第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、無職、自由業者、学生など（第2号、第3号被保険者に該当しない人）
保険料（5年度、月額10,500円）は各人で納付します。



第3号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者
保険料は第2号被保険者と同様です。



さて、あなたはどれに該当しますか?

任意加入者

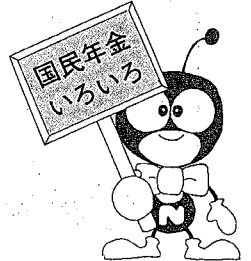
（希望により加入します）

- ・60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢（退職）年金を受けている人
- ・60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金を受けていない人
- ・海外に居住している日本人（20歳以上65歳未満）



第2号被保険者

サラリーマン、OLなど
厚生年金や共済組合の加入者
保険料は各制度で負担しますので、被保険者自ら納付する必要はありません。



国民年金の給付には、①老齢、②障害、③遺族の三つの基礎年金と、第一号被保険者（自営業者・学生など）に対し独自に給付される、④付加年金、⑤寡婦年金、⑥死亡一時金があります。

老齢基礎年金

老後の安定した生活を支える
保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が原則として二十五年以上ある人が、六十五歳になったときに受けられる年金です。

また、希望すれば六十歳以上から六十五歳未満の間で繰り上げ支給を受けることができます。ただし、この場合、受けられる年金に応じて減額され、この減額割合は生涯変わりませんので、注意する必要があります。

◎年金額（平成五年度）
満額で 七三七、三〇〇円
ただし、保険料の未納期間や免除期間があると減額されます。

障害基礎年金

障害を負ったときに
国民年金加入中に、病気やけがで障害者（一級または二級）になったときや二十歳前で障害者になった場合、受けられる年金です。

ただし、初診日前に保険料滞納が加入期間の三分の一以上あるときは、障害基礎年金は受けられません。

◎年金額（平成五年度）
一級障害 九二一、六〇〇円
二級障害 七三七、三〇〇円
なお、障害基礎年金を受けることになった人に十八歳未満の子または二十歳未満の障害の子がいる場合は、その人数に応じて加算金がつきます。

遺族基礎年金

国民年金に加入している人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が死亡したときに、その人の子のある妻（か）子を受けられる年金です。ここでいう子とは十八歳未満の子または二十歳未満の障害の子をいいます。

ただし、死亡日前に保険料滞納が加入期間の三分の一以上あるときは、遺族基礎年金は受けられません。

「ご存じですか?」 保険料の免除制度



国民年金第一号被保険者の人で、経済的な理由などから国民年金の保険料を納められないときは、保険料が免除されることがあります。その場合、免除を受けた期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額を計算するときは、その期間については三分の一に減額されます。

また免除期間の保険料は一〇年前までさかのぼってあとから納めることができます。

法定免除

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害基礎年金、被用者年金の障害年金（一級・二級）を受けている人
- ③所得の少ない人や病気、けがなどで経済的困難な人
- ④その他保険料を納付することが困難な特別の理由がある人

申請免除

免除の手続き方法ですが法定免除は印鑑、年金手帳、障害年金を受けていれば、その年金証書をもって国民年金係窓口

◎年金額（平成五年度）
基本額 七三七、三〇〇円
加算額 子的人数に応じて加算されます。

第一号被保険者への独自給付

付加保険料（月額四〇〇円）を上積みして納めた人は、老齢基礎年金を受けるとき加算されます。

◎年金額
二〇〇円×付加保険料納付月数

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が年金を受けずに死亡したときに、その妻（十年以上婚姻期間があること）に六十歳から六十五歳までの間支給されます。

◎年金額
死亡した夫が受けられたであろう老齢基礎年金額の四分の三

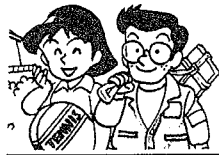
死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が亡くなったときに、その遺族に支給されます。ただし、遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。

◎年金額
保険料を納めた期間に応じて一〇〇、〇〇〇円～二〇〇、〇〇〇円

学生申請免除

平成三年四月から学生が強制加入になったことに伴って学生の免除制度が設けられました。親と同居か別居か、国公立の学生か私立の学生かによって免除基準額が定められています。手続きには印鑑、学生証、世帯員の源泉徴収票が必要です。



同居別居	同居	別居
国公立	約610万円	約670万円
私立	約695万円	約755万円

免除対象となる範囲
（サラリーマン4人世帯で学生1人）
基準額を年額ベースにした場合。